

第5号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町86-1
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

対2020年度政府予算 文科省概算要求要請

えがお署名提出

来年年度の政府予算案にむけた文科省の概算要求に対する要請署名(通称「えがお署名」)が7月5日、文科省に提出されました。この日までに全国各地から集約された署名数は7万7777筆でした。檜山教職員組合にて集約された署名数は238筆でした。ご協力いただきました職場・地域の皆様に心より感謝申し上げます。

同署名は、「かがやけ!みんなのえがお教育無償化の推進、教職員定数の抜本改善、教育予算の増額を!」掲げて取り組まれました。幼児教育から大学教育まで、すべての子ども・青年の学ぶ権利を保障し、誰もが安心して学べるようにするために、政府予算に向けて文科省の概算要求を大幅に増額することを求めます。

1年間の家庭の学習費負担額

- ・小学校 322,310円
- ・中学校 478,554円
- ・公立高校 450,862円
- ・私立高校 1,040,163円

※「学習費」とは、学校教育費・給食費・学校外活動費の合計

(H28年度文科省「子どもの学習費調査」より)

貧困と格差の拡大が、子どもの安心のよりどころである家庭を直撃しています(表参照)。日本政府は2012年、高等教育までの段階的な無償化を定めた国際人権規約A規約の留保を撤回し、無償化への道を歩み出すことを国際社会に約束しました。教育の機会均等を保障し、教育無償化をすすめるため、就学援助制度の充実と高校無償化の復活、給付奨学金の拡充が急がれます。



みんなの声積み重なって



ゆきとどいた教育全国署名へ引き続き

また、多くの自治体が少人数学級を独自に実施し、小中学校全学年での少人数学級実施は、今年度22府県・6政令市にまで広がっています。国の施策として、すべての学年・学校で少人数学級を実現するとともに、特別支援学級・学校の教育条件の改善が必須です。教職員の長時間過密労働の解消が、ゆきとどいた教育をすすめるためにも「待ったなし」の課題となっています。その解決には教職員定数の抜本的改善は

不可欠です。子どもの命を育むべき教育の場で、命を削る働き方があるてはなりません。一刻も早い定数改善計画の策定とその実施が求められます。東日本大震災・福島原発事故から8年、住民のくらしと学校の復旧はまだまだ道半ばです。被災地をはじめすべての地域で、子どもの命と安全を最優先にした環境整備が必要です。こうした要求と課題を込めた「えがお署名」に続く「ゆきとどいた教育を求める全国署名」

ゆきとどいた教育全国署名スタート

えがお署名の提出集会と重ねて開かれたスタート集会で、これまでの歩みと今年度の取り組みが交流されました。署名運動30年の歩みと成果を紹介いたします。



各都道府県代表が目標を掲げる(7月5日)

地道に30年 こんな願いに結実

教育全国署名30年の歩みと成果

- 1989年 子どもたちにゆきとどいた教育条件を求める「教育全国署名」運動として開始。初年度2400万筆が集まり、3000万署名と称される。
- 1991年 小・中学校で40人学級完成(それまでは45人学級)。同時に自治体独自の35人学級など少人数学級等も広がる。
- 2000年 高校で40人学級完成。
- 2010年 公立高校授業料無償化・私立高校への就学支援金制度開始(2012年度まで)。
- 2011年 小学校1学年35人学級が実現する。
- 2012年 加配による小学校2年生35人学級実施。日本政府は高校・大学までの段階的な無償化を定めた国際人権規約A規約の留保を撤回(教育完全無償化実現の国際公約)。
- 2014年 高校授業料、世帯年収が910万円以上の生徒については無償化対象外になる。
- 2017年 大学生への「給付型奨学金」が始まる(私立の自宅外生で一部先行実施)。
- 2018年 「給付型奨学金」制度が本格実施になる(大学1学生2万人に月額2万~4万円支給)。
- 2019年 独自施策で小中学校全学年での少人数学級実施に踏み切った自治体が22府県・6政令市に拡大。
- 2020年 大学等の授業料減免制度が開始される(年収270万円以下非課税世帯家庭でに入学金・授業料が免除)。



積み上げられたえがお署名

がスタートしました。えがお署名の提出集会を重ねて、全国各地の取り組みと決意が交流されました(別掲)。檜山では2学期から11月までの取り組みとなります。引き続き、皆様のご協力をお願いいたします。(裏面関連記事)

文化活動講座50周年



三宅島木遣り太鼓

8月17日(土) 9:15-16:00

江差町 まなびっく(檜山地域人材開発センター)

民族歌舞団「こぶし座」が指導

地域の伝統文化と芸能を継承し発展させようという講座を開催し50年の歴史を刻みます。学んだ成果を保育や学校の現場で生かし、子どもたちへと伝えてきます。どなたでも参加できます。

お申し込みは文化活動実行委員会事務局へ
T0139-52-0858 F0139-52-1490

檜山合同教育研究集会

領域問題別集会

8月31日(土) 13:00-17:30

乙部町生きがい交流センター 乙部町字元町317

実践報告 子どもに寄り添う教育、教師の仕事

笹原昌子さん(瀬棚中学校)



長く中学校の教員として勤める笹原先生は、子どもに寄り添う実践を積み重ねてきました。「ジグザグの道でした」と振り返りますが、だからこそ「豊か」です。今年度をもって退職を迎える笹原先生、失敗談や苦労話も交えながら、その教職人生を語っていただきます。教育の営み、教師の仕事についてじっくり考える契機になります。

ねいに耳を傾ける先生は、子どもの声に傾ける実践を積み重ねてきました。

分科会

学級づくりと生活指導	実態の交流と子どもに寄り添う実践と
職場づくり	人間関係と労働の実態と 何が出来るか
保護者・地域関係づくり	実情や課題を出し合い共同を紡ぐには
いじめ・不登校・教育困難	苦労や困難を語り合って探る
複式学級の指導	複式ならではの柔軟多彩な対応に学ぶ
教育条件整備	教育財政と学校事務の実践を交流

立ち止まって考えてみませんか 子どものこと、学校のこと、地域のこと

「骨太方針2019」に明記
6月21日、政府は「経済財政運営の改革の基本方針2019」(「骨太方針2019」)を閣議決定しました。その中で「学校における働き方改革を現実にするため」として「教員の勤務時間の1年単位の変形労働時間制の導入に向けた取組を推進する」と明記しました。今年1月の中教審答申に基づく

学校における働き方改革を実現するため、適正な勤務時間管理の徹底や業務の効率化・精選などの施策を推進するとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や、チーム学校の実現、教員の勤務時間の1年単位の変形労働時間制の導入に向けた取組を推進する。
(「骨太方針」19頁)

「骨太方針2019」に明記
6月21日、政府は「経済財政運営の改革の基本方針2019」(「骨太方針2019」)を閣議決定しました。その中で「学校における働き方改革を現実にするため」として「教員の勤務時間の1年単位の変形労働時間制の導入に向けた取組を推進する」と明記しました。今年1月の中教審答申に基づく

一年単位の变形労働時間制導入

なっています。(左表参照) 予算編成の権限を有する政府の責任を放棄するに等しいと言わなければなりません。

息子の命を無駄にたくない。教師をめざす皆さんが、最後まで全うできる環境を生み出してほしい。

福井地裁

中学新任教諭の過労自殺に賠償命令



友生さんの遺影を抱え会見に臨む父親の富士男さん

福井県若狭町立中学校の新任教諭だった嶋田友生さんが自らの命を絶ったのは2014年10月7日、27歳でした。1年生の担任、社会と体育の教科担当、野球部の副顧問を務め、4~6月の所定外勤務時間は月128~158時間、9月は169時間にも及んでいたといいます。6月にはすでにうつ病を発症していたとされ、無理に無理を重ねての自死でした。日記の表紙には、「疲れました。迷わくをかけてすみません」と書かれていました。

16年9月に公務災害を認定されましたが、我が子がなぜ死ななければならなかったのか、どうしても納得がいかなかったお父さんは訴訟を起こします。争点は、長期間の長時間にわたる仕事が「自主的なもの」だったのか「安全配慮を要するもの」だったのか。7月10日に判決、武宮英子裁判長は「安全配慮義務違反」と断じ、県と町に6500万円の賠償を命じました。裁判長は、担当授業の準備、部活動指導、初任者研修の準備、保護者対応などの事務について「勤務時間外に行わざるを得なかった。自主的に従事していたとはいえず、事実上、校長の指揮監督下で行っていたものと認める」と。

判決後の会見に臨んだ父親の嶋田富士男さんは、「死ななくてよかった息子の命を無駄にたくない。判決が現場に何かの形で反映されることを期待したい」と述べ、「教師をめざす皆さんが、最後まで全うできる環境を生み出してほしい」と訴えました。県教委は、「詳細に検討し、対応したい」としています。

教職員の働き方の異常を研究者の立場から告発する内田良さん(名古屋大学大学院准教授)は、「教員の残業は自主的とは言えずほとんどがやらざるを得ない仕事。地域、年代にかかわらず日本の教員全体の問題」と指摘、判決が生かされることを呼びかけます。

そもそも、教員の残業をないものとし、時間外にやらなければならない仕事も「自主勤務」とみなす現行法制度が見直されなければなりません。制度上、訴訟の際、「被告」になる校長先生一実態離れた矛盾の極みです。

新任教員の「命」が問いかけてくるもの——「コップの争い」ではないはず。子どもの命を育む教育の場で命を削る働き方がそのまま放置されていいはずはない。ほんとうに、本当に、子どもの教育の営みにふさわしい環境を創っていかねば…変えるべきは何かを見定めていこうではありませんか。



判決が言い渡された福井地裁第2号法廷

あつてはならない 命育む現場で命削るなど

「新任教師の過労自殺に賠償命令」——大きく注目されました。檜山教組が組合員に向けて発信する書局通信「ひやま」第7号の記事を一部編集し転載します。

「賛同」をクリックするとキャンペーン広告支援協力金3000円からの画面に切り替わりますが、署名の必須条件ではありません。支援はあくまで任意ですのでご留意ください。



ネット署名にご賛同を!

スマホのバーコードリーダーをかざすと署名の画面につながります。

せんせいひやま



うれしいとき、かなしいときにあなたを応援します。

総合共済

月々 600円

さらに退職時には 掛金が全額戻ります!

- 結婚祝金に10,000円
- 出産祝金で5,000円
- 災害見舞金に10万円(全壊)など 他にもいろいろ